

新しい時代の生涯学習の 広がりと充実に向けて

～生涯学習の機会の促進等について～

(答申)

令和4年6月
第七期沖縄県生涯学習審議会

目次

新しい時代の生涯学習の広がり と 充実に向けて

～生涯学習の機会の促進等について～

はじめに	1
1. 生涯学習について	2
2. 生涯学習・社会教育をめぐる現状	3
(1) 中央教育審議会での審議	
① 包摂的な社会の実現	
② 人生 100 年時代と生涯学習・社会教育	
③ Society 5.0 に向けたこれからの生涯学習・社会教育	
④ 地域活性化の推進	
⑤ 子ども・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進	
(2) 各都道府県の取組状況	6
① 生涯学習審議会等	
② 生涯学習・社会教育担当部課	
③ 生涯学習振興（推進）計画等	
④ 生涯学習推進本部	
(3) 本県の取組状況	7
① 生涯学習審議会	
② 生涯学習・社会教育担当部課	
③ 生涯学習推進計画	
④ 生涯学習推進本部	
⑤ 生涯学習推進センター	
⑥ 生涯学習に関する県民意識調査	
⑦ 生涯学習フェスティバル	
⑧ 社会教育委員の会議	
3. 本県生涯学習推進の方向性	11
(1) 新しい時代の生涯学習社会の構築を図る	
(2) 社会の変化や生涯学習の現状を捉える	
(3) 総合的な教育政策として生涯学習を推進する	
(4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習推進を図る	
4. 本県生涯学習推進の具体的方策	12
(1) 生涯学習推進に係る計画策定について	
(2) 生涯学習の推進体制について	
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)の目標4「生涯教育の機会の促進」について	
(4) 学校教育・社会教育との連携・協働について	
(5) 障害のある人の生涯学習について	
(6) ICT 等の技術の活用について	
おわりに	17

はじめに

令和2年10月、第7期沖縄県生涯学習審議会は、沖縄県教育委員会より諮問「新しい時代の生涯学習の広がりや充実に向けて」を受けた。諮問では、生涯学習の推進に係る計画策定や推進体制、持続可能な開発目標（SDGs）、学校教育と社会教育の連携・協働、障害者の生涯学習、ICT等の技術の活用を中心に、今後の沖縄県の生涯学習推進の在り方について検討することとされた。

本県においては、平成23年11月第5期沖縄県生涯学習審議会の「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」（答申）を受け、平成24年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画」を策定した。

また、平成28年11月第6期沖縄県生涯学習審議会の第2次提言を受け、平成29年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」を策定し、さらに、平成29年11月「青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって」（第3次提言）を受け、本県の生涯学習振興のための施策を推進してきた。

人生100年時代やSociety5.0など、社会が大きく変化する中であって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を創るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることが必要である。

このような状況の中、令和2年9月第10期中央教育審議会生涯学習分科会において、「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」について、議論が整理された。議論の整理では、第1章において「生涯学習・社会教育をめぐる現状と課題」を示し、第2章において「新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて」として、新しい時代の学びの在り方と「命を守る」生涯学習・社会教育を基本的な考え方を示している。また、推進のための方策として、①学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用、②新しい技術を活用した「つながり」の拡大、③学びと活動の循環・拡大、④個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進、⑤各地の優れた取組の支援と全国展開について、施策の推進、検討を求めている。

本審議会では、このような点を踏まえて、今後の沖縄県の生涯学習推進の在り方について審議を行い、提案するものである。

1. 生涯学習について

ユネスコ成人教育推進国際委員会会議(昭和40年)において、「生涯学習」の考え方に先立って、「生涯教育」が人生の諸段階、生活の諸領域におけるフォーマル(定型)教育*1、ノンフォーマル(非定型)教育*2、インフォーマル(無定型)教育*3などの教育・学習の全てを含む総合的な概念として提案されている。提案者のポール・ラングランは教育が児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きている限り続けられるべきものであり、このような方法によって、個人及び社会の永続的な要求に応えなければならないと、「生涯教育」の必要性・重要性を説いた。このような概念はその後国際的にも普及していった。*4変化する社会は新しい知識や技術が絶えず出現するし、学校で学んだものも陳腐化するので、教育は青少年期の学校だけでは対応できない。そこで、生涯のいつでも学べる教育システムを構築する基本理念として生涯教育という考え方が提案された。*5

日本では、社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方(答申)」(昭和46年)において、今後、「生涯教育」の視点に立って、学校教育を含めた教育全体計画を立案することが必要となること、また生涯教育の必要性として、変動の激しい社会では新しく出現する知識や技術を生涯学習しなければならないことが示されている。

その後、中央教育審議会「生涯教育について(答申)」(昭和56年)において、生涯教育の意義を示し、これらを「生涯学習」と呼ぶのがふさわしいと述べている。さらに、学歴偏重の社会的風潮傾向を改め、社会全体が生涯教育の考え方に立って、人々の生涯を通ずる自己向上の努力を尊び、それを正当に評価する、学習社会の方向を目指すことが望まれると示されている。

また、教育基本法第3条において、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

文部科学省では、同法を踏まえ、現在、第3期教育振興基本計画に基づき、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討や、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進など、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組むとしている。

さらに、文部科学白書(令和元年度)において、「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられている。

*1 明確な目的に基づいて組織的・体系的・顕在的に営まれる意図的・形式的な教育。

典型例は学校教育。

*2 必要に応じて随所、随時に行われ、部分的には顕在化することもある意図的・無形式的な教育。

典型例は公的社会教育。

*3 日常生活の中で無意識のうちに潜在的に営まれる無意図的・無形式的な教育。典型例は家庭教育。

*1~*3「生涯学習概論ハンドブック」国立政策研究所社会教育実践研究センター編

*4 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」平成20年2月19日 中央教育審議会

*5 「新しい社会教育の方向性」日本ユネスコ国内委員会編

2. 生涯学習・社会教育をめぐる現状

(1) 中央教育審議会での審議

第10期中央教育審議会生涯学習分科会では、第9期の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日）を踏まえつつ、人生100年時代や Society5.0*6 など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習の在り方などが議論され、令和2年9月「多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、議論が整理された。

その中から、今後、本県の生涯学習推進の審議にあたり、踏まえておくべき現状を抜粋し以下のようにまとめた。

① 包摂的な社会の実現

全ての市民が自分らしく安心して暮らすことのできる環境を一層充実していく必要があり、特に、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることできる包摂的な社会を目指すことが重要である。

社会が大きく変化する中であって、今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、ICTなどの新しい技術も最大限活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境が一層重要となる。

2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」(SDGs*7)では、地球上の「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」を実現するために国際目標が定められた。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」や、それぞれの立場の人が役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」等が特徴とされている。また、17の国際目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。更に、SDGsを受けて策定された日本国内の実施指針においても、優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられている。

包摂的な社会を実現していくためには、市民一人ひとりが地域社会の一員として認められ、自らの個性などを生かして幸せに生活できることが重要である。また、困難を抱える家庭や子どもたちへの支援、外国人の家族や子どもたち、障害のある方やその家族への支援、社会的に孤立しがちな若者や高齢者への支援の必要性など、様々な課題がある中で、地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる環境をつくるために、多様な人々が共に学び合う場を、社会教育を通じて実現していくことが重要である。

*6 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

「多様な主体の協働と ICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」令和2年9月

*7 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

② 人生 100 年時代と生涯学習・社会教育

健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)が伸び、人生 100 年時代と言われる時代にあつて、これまでの「教育－仕事－引退」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの生き方が志向されるようになっている。

マルチステージの人生では、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力やスキルを更新できる学びの場も重要であり、義務教育や高校・専門学校・大学などで教育を修め、現在社会人として働きながら、または、過去に働いた経験のある人が、現在の仕事のキャリアアップや再就職のために大学、専門学校等で学び直すリカレント教育*8 の機会の充実が強く期待される。また、学びの形態として、自宅等でも学習できるオンラインによる学習や、学びの成果を確認、証明できる各種検定試験の活用等も有効である。

学びは、その目的に応じて、仕事に関する学びのみならず、地域課題や社会課題への貢献などにつながる学び、知的好奇心を満たすための学びなど、様々な様態が考えられる。マルチステージの人生においては、複数の異なるキャリアを持ちながら、それぞれのキャリアの目的に応じた様々な生涯学習の機会を設けることが考えられ、そのための地域における学びの場として、大学、専門学校のみならず、公民館等の社会教育施設も重要である。

③ Society 5.0 に向けたこれからの生涯学習・社会教育

ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものがこれまでの延長ではなく「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされている。我が国でも社会全体のデジタル化が進められているところである。

Society 5.0 の実現により、時間的、空間的な制約を超えた学びがより一般的になることが予想される。また、新しい技術を活用した学びは、一人ひとりの習熟度や興味関心によって個別最適なプログラムの提供が可能であったり、学習履歴(スタディ・ログ)の保存・確認等が容易になったりするほか、学びに必要な費用の低減にもつながることや、インターネット上で多種多様なコンテンツへのアクセスが容易となることにより、一人ひとりのニーズに応じた学びが可能となることなどの利点もある。

新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、生涯学習・社会教育の取組を更に充実・発展していくことが求められる。地域での生涯学習・社会教育において重要な役割を担う社会教育施設も、これまでの活動の延長線ではなく、新しい技術を有効に活用し、例えばオンラインによる取組も行うことで、移動に困難を伴う高齢者が参加しやすくしたり、若者も参加しやすいような活動内容に工夫したりするなどして、より多くの地域住民の「人づくり」を広げていくことが期待される。

*8 青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇などの他の諸活動と交互に行う形で分散させるものであり、いわゆる正規の教育制度とあらゆる種類の成人教育施策を統合する教育システムの確立を目指す理念である。

生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」

(平成 4 年 7 月 29 日)

④ 地域活性化の推進

日本中の多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克服し、地域において人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっており、そのためにも豊かな学びの機会が重要である。

人づくりや生涯学習を地域の目標に掲げて取り組んでいる地方公共団体があるのは、そうした認識の表れと考えられる。地方公共団体が多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、地域の活性化や若者の地元定着に成功している取組も見られるところである。また、災害やパンデミックへの対応においては、地域住民の「命を守る」生涯学習・社会教育という観点も重要である。

これらを推進するためには、地方公共団体だけでなく、産業界、教育界、大学・専門学校、金融機関、労働団体、NPO や PTA などの民間団体をはじめ、医療関係者、福祉関係者等の多様な主体が共通した目的を共有した上で連携・協働したり、様々な背景を有する多様な世代の住民同士が共に学び合い、連携・協働することで学びを活動につなげる機会を充実したりすることが求められる。

⑤ 子ども・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

学校教育や社会教育の場においては、子ども・若者が地域に主体的に関わりながら、課題解決に取り組む活動が行われている。

子ども・若者が、国や地域の一員として、どのように社会や人生をよりよいものにしていくべきかを自ら考え、答えが一つでなく、解決が容易でない課題に対し、多様な他者と協働し目的に応じた納得解を見い出しながら課題を解決していくことは、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要である。

また、地域の大人が子どもや若者とともに、防災や健康、まちづくりなどの地域課題の解決に取り組むことが、地域を知り地域への愛着を深める場として重要であると同時に、大人の学びや地域の活性化につながる例も指摘されている。

学校教育では、2020 年度から順次全面実施される新しい学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視し、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創するという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくこととしている。

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、子どもたちが学習内容をより深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが目指されている。

こうした「社会に開かれた教育課程」における「主体的・対話的で深い学び」に、子ども・若者が地域や社会の課題解決に向け、主体的に取り組む活動の要素を、必要に応じて取り入れていくことも有効である。

さらに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進するなど、地域と学校が緊密に連携・協働できる体制を構築し定着させていくことで、これらの取組を更に充実したものとすることができる。

地域の教育資源の活用について専門的な知見を有する社会教育主事や公民館主事が学校と連携し、地域住民や NPO 等の民間団体とともに魅力的な教育カリキュラムを提供している地方公共団体の例もあり、こうした取組が広がることも期待したい。

(2) 各都道府県を取組状況

本審議会では、令和2年12月に各都道府県における生涯学習振興施策に関する調査を行った。その結果は以下のとおりである。

① 生涯学習審議会等

生涯学習審議会の法的根拠について、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条において、「都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる」と示されている。また、第2項では、「生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する」と示されている。

生涯学習審議会の設置に関して、「設置している」は18県（沖縄県を含む）、「設置しているが休会中」は16県、「設置していない」は13県である。

生涯学習審議会が休会中及び設置していない県のうち、「生涯学習審議会の代替組織（社会教育委員の会議等）を設置している」は13県である。

「生涯学習審議会及び代替組織のいずれも設置していない」は16県である。

② 生涯学習・社会教育担当部課

中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について（答申）」（平成2年1月30日）において、「生涯学習を総合的に推進するため、関係行政機関等の各種の施策に関し、連絡調整を図る体制を整備することである」と示されている。「生涯学習の基盤整備について（答申）」及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の理念から、各県で生涯学習・社会教育担当部課について検討され、設置されている。

生涯学習・社会教育担当部課の設置に関して、「教育委員会のみを設置している」は36県（沖縄県を含む）、「首長部局のみを設置している」は7県、「教育委員会と首長部局の両方に設置している」は4県である。

③ 生涯学習振興（推進）計画等

生涯学習振興（推進）計画等の策定に関して、各都道府県を取組状況は次のとおりである。

「生涯学習に資する計画等を単独で策定している（教育全般に関する計画等とは別に策定している）」は14県（沖縄県を含む）である。

そのうち、「長期構想」は5県、「基本計画（中期構想）」は5県、「実施計画（短期構想）」は0県である。また、複数策定しているのは、「長期・中期・短期」は1県、「長期・中期」は2県、「中期・短期」は1県（沖縄県）である。

また、策定している中で、「評価指標があり、マネジメントされている」は4県である。「過去に策定した」は20県、そのうち「評価指標がありマネジメントされていた」は5県である。「これまで策定していない」は12県である。

なお、教育振興基本計画は全ての県で策定されており、その中に生涯学習振興に関する計画も含まれている。

④ 生涯学習推進本部

生涯学習・社会教育担当部課と同様、中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について（答申）」（平成2年1月30日）及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の理念から、生涯学習推進本部が設置されている。

生涯学習推進本部の設置に関して、「設置している」は16県、「設置していない」は31県である。設置していない県のうち、「本部以外の組織がある」は5県、「組織はないが連携を図っている」は7県である。

(3) 本県の取組状況

生涯学習にかかわる施策について、本県では主に社会教育行政の中で推進されてきた。

生涯学習の推進については、昭和58年12月「沖縄県生涯教育推進会議」を設置し、その企画部会において、「沖縄県生涯教育の基本施策」について研究・検討を行い、昭和60年2月18日「沖縄県の生涯教育基本施策」をまとめた。その中で、「全ての国民に生涯教育の機会を保障すること」「現代社会の緊急課題に対処する学習活動を可能にすること」を基本に本県生涯教育の指針として、施策の推進を図ってきた。

その後、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条において、「都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる」を踏まえ、生涯学習審議会の設置等、下記の取組が行われてきた。

① 生涯学習審議会

生涯学習審議会は、沖縄県生涯学習審議会条例（平成4年3月31日条例第36号）を制定し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するために設置してきた。

第1期沖縄県生涯学習審議会（平成4年8月28日～平成6年8月27日）は、平成6年8月「沖縄県の生涯学習振興のための基本構想」（答申）をまとめた。生涯学習の基本的な考え方や本県の現状と課題を示し、生涯学習の総合的な推進方策をまとめた。その中で、推進方策の基本的な柱として、「推進体制の整備・充実」「施設・事業・指導者のネットワーク化」「生涯学習の観点に立った学校教育、社会教育、家庭教育の有機的連携」について提言している。

第2期沖縄県生涯学習審議会（平成7年7月11日～平成9年7月10日）は、平成9年7月8日「本県における生涯学習推進体制の整備・充実について」（建議）をまとめた。生涯学習行政の現状と課題を踏まえ、これからの生涯学習行政の方向性を示している。

第3期沖縄県生涯学習審議会（平成11年12月6日～平成13年12月5日）は、平成13年9月6日「生涯学習時代における開かれた教育の在り方について～本県における生涯学習県民大学（仮称）との関連において～」(答申)をまとめた。その中で、「教育情報総合ネットワークシステムの確立」「生涯学習推進のための指導者・人材の養成と配置」「沖縄振興と人づくり・地域づくり」について提言している。

第4期沖縄県生涯学習審議会（平成15年7月18日～平成17年7月17日）は、平成17年7月15日「時代の変化に対応する本県生涯学習施策の方向性について～「時代を担う青少年」を育む地域づくりに向けて」(答申)をまとめた。その中で、「今後の生涯学習施策の推進方策」「時代を担う青少年を育む地域づくり」「中長期的な人材育成の方向性」について提言している。

第5期沖縄県生涯学習審議会（平成22年9月14日～平成24年9月13日）は、平成23年11月25日「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」(答申)をまとめた。その中で、これからの本県の生涯学習推進の方向性として、「これまでの生涯学習推進体制の見直し、充実・強化」「生涯学習実施機関における学びのあり方の再検討」「学校支援を足がかりとした地域コミュニティづくりの推進」「県及び市町村行政ネットワーク構築の促進」を提言した。

第6期沖縄県生涯学習審議会（平成27年11月11日～平成29年11月10日）は、平成29年11月「青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって」（第3次提言）をまとめた。第1次提言と第2次提言は、「第3次沖縄県生涯

学習推進計画の見直し」、第3次提言は、「ライフステージに即した生涯学習行政の展望～特に青少年を対象として～」について提言している。

② 生涯学習・社会教育担当部課

昭和27年に文教局(琉球政府)指導部社会教育課を置き、その後、昭和47年5月15日から沖縄県教育庁社会教育課として社会教育を担当してきた。

平成4年4月1日から課名を生涯学習振興課とし、生涯学習・社会教育を担当している。課内に、「生涯学習班」を置き、生涯学習関連業務の事務的役割を担当してきた。また、市町村においても、生涯学習に係る組織の改組が行われ、本県の生涯学習振興のための体制整備が図られた。

さらに、平成16年から「沖縄県生涯学習推進センター」を設置し、生涯学習が推進されている。

③ 生涯学習推進計画

第1期沖縄県生涯学習審議会答申を受け、「第一次沖縄県生涯学習推進計画」(平成7年度～平成13年度)を策定した。第一次計画では、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものである。

第3期沖縄県生涯学習審議会答申を受け、「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(平成14年度)を策定した。第二次計画では、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成を目指して、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画である。

第5期沖縄県生涯学習審議会答申を受け、「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」をはじめ、「沖縄県教育大綱」「沖縄県教育振興基本計画」も踏まえ「第三次沖縄県生涯学習推進計画」(平成24年度～平成33年度)を策定した。第三次計画は、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の実現を図るための基本的な考え方を示すものである。

また、第6期沖縄県生涯学習審議会第2次提言(平成28年11月)を受け、平成29年3月に「第三次沖縄県生涯学習推進計画(後期)」を策定し、さらに、第3次提言(平成29年11月)を受け、生涯学習振興のための施策を推進してきた。

④ 生涯学習推進本部

生涯学習推進本部は、沖縄県生涯学習推進本部設置規程(平成4年3月30日訓令第5号、教育委員会訓令第1号、警察本部訓令第5号)を定め、本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するために設置している。

本部では、生涯学習の推進、関連する事業の総合調整、生涯学習の奨励及び普及に関すること等を行ってきた。生涯学習推進計画の策定は本部で行ってきた。

⑤ 生涯学習推進センター

生涯学習推進センターについては、沖縄県生涯教育推進会議企画部会がまとめた「沖縄県の生涯教育基本施策」(昭和60年2月18日)の中で、生涯教育センターを設置し、生涯学習に関する情報の提供や教材、カリキュラムの開発、学習相談、指導者の研修及び広域的事業の実施等関係機関団体と連携し、本県生涯学習推進の中心的役割を果たすとともに、調査研究資料の収集、課題等の分析、整理、調整を行い、生涯教育の円滑な推進を図ると示されたのが最初である。

その後、沖縄県生涯学習審議会の第1期答申、第2期建議、第3期答申でも、その必要性和重要性が示されてきた。

沖縄県生涯学習推進センター設置に向け、平成6年11月、沖縄県生涯学習推進センター建設構想検討委員会が設置され、平成7年3月沖縄県生涯学習推進センター(仮称)建設基本構想がまとめられた。その中で、センターの機能として、「学習情報提供」「学習相談」「指導者・リーダーの養成」「調査・研究・プログラム開発」「学習

機会の提供」「ヒューマン・ネットワーク」等が示されている。

平成8年1月、沖縄県生涯学習推進センター（仮称）基本構想、基本計画がまとめられている。

平成16年4月1日、沖縄県生涯学習推進センターを設置し、生涯学習に関する支援、相談、研修等を行い、生涯学習の充実を図ってきた。平成17年6月には「おきなわ県民カレッジ」が始まり、県、市町村、高等教育機関等で実施している生涯学習に関する講座を体系化し、県民に学習機会を広域的に提供している。

現在、沖縄県生涯学習推進センターでは、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、おきなわ県民カレッジ（主催講座、連携講座）の開催、沖縄県生涯学習情報提供システム（まなびネットおきなわ）での情報提供や講座配信、生涯学習指導者養成講座や社会教育主事講習での指導者養成や資質向上等に取り組んでいる。

⑥ 生涯学習に関する県民意識調査

昭和63年度「生涯学習に関する意識調査」を初めて実施した。その中で、多くの県民が、新たな知識や技能等を身につけ、自己の充実や生活向上を図るため学習したいと意欲を示していることが明らかになった。

その後、平成6年度「生涯学習県民意識調査」、平成10年度「県民の学習活動の現状とニーズに関する調査」、平成14年度、平成19年度、平成27年度、令和2年度は、「生涯学習に関する県民意識調査」を継続して実施している。

その調査から主な結果を抜粋し以下のようにまとめた。

○過去1年間継続した学習した分野（割合上位から3項目表示）

（1）令和2年度

- ①職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）
- ②健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）
- ③趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動）

（2）平成27年度、平成19年度、平成14年度、平成10年度

- ①健康に関する分野
- ②趣味・家庭生活に関する分野
- ③産業・技術に関する分野

これまで以上に、「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」の割合が高くなっている。

○今後、生涯学習をしたいか

令和2年度は、「学習したい」という肯定的な意見が8割を超えている。

○今後学習したい内容（割合上位から3項目表示）

（1）令和2年度

- ①健康的なもの
- ②職業上必要な知識・技能
- ③趣味的なもの

（2）平成27年度、平成19年度は

- ①健康的なもの
- ②趣味的なもの
- ③職業上必要な知識・技能

「健康的なもの」の割合が継続して高いが、「職業上必要な知識・技能」の割合が高くなっている。

⑦ 生涯学習フェスティバル

生涯学習の普及啓発活動として、平成6年度から平成15年度まで、沖縄県生涯学習フェスティバルを開催した。平成15年は、第15回全国生涯学習フェスティバルと兼ねて開催され、生涯学習に対する一層の理解を深め、生涯学習活動への積極的な参加を促進する新たな契機となった。

現在は、市町村において、地域と連携した同種の事業が展開されている。

⑧ 社会教育委員の会議

社会教育委員の会議は、沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例（昭和48年1月5日条例第15号）を制定し、社会教育に関する諸計画の立案や研究調査、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる等、社会教育に関し助言をしてきた。

平成31年4月、沖縄県社会教育委員の会議は、沖縄県教育委員会より諮問「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて」を受け、審議を進め、令和3年3月、「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～今後の青少年教育施設の在り方～」（答申）をまとめた。

その中で、下記の5つを具体的な提言としている。

(1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
～「つながり」づくり～

提言1 生涯学習行政・地域・学校等との連携・協働体制の構築を図る

提言2 県立青少年の家及び生涯学習推進センターの行政組織上の位置づけを明確にし、施策の充実を図る

(2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
～「人」づくり～

提言3 次世代の地域の担い手を支援・育成する拠点としてのプログラム開発や環境整備を図る

(3) 青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携、協働の在り方について
～「ジンブナーが創る地域」づくり～

提言4 地域特性を活かした未来へ向けての地域づくりにつとめる

提言5 県立青少年の家を中心とした広報活動の充実強化を図る

3. 本県の生涯学習推進の方向性

社会の激しい変化への対応や障害者や高齢者などすべての人々、いわゆる「誰でも」学ぶことができる生涯学習を推進することが、これまでの手法では難しい部分がある。

前章でまとめた第10期中央教育審議会で審議された生涯学習・社会教育の現状・課題、さらに各都道府県及び本県の取組状況を踏まえ、それぞれの立場の人が役割を持ち参画することや関係機関と連携を図ることを検討し、本県生涯学習推進の方向性を以下のように考えた。

(1) 新しい時代の生涯学習社会の構築を図る

人生100年時代を踏まえたマルチステージ(多様で豊かな生き方・暮らし方)やICT(情報通信技術)等の先端技術を取り入れた Society5.0、誰一人として取り残さない「持続可能な開発目標」(SDGs)など社会の変化や課題を踏まえた新しい生涯学習社会の構築を図る体制が必要である。

(2) 社会の変化や生涯学習の現状を捉える

社会の激しい変化や多様な生涯学習の現状を捉えるために、新たな組織をつくり調査・協議をする必要がある。

現段階では、既存の「生涯学習審議会」「社会教育委員の会議」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会」「おきなわ県民カレッジ運営委員会」等を活かし、委員である有識者や社会教育・生涯学習関係者等が調査・協議を行い、現状把握を継続して行いたい。

(3) 総合的な教育政策として生涯学習を推進する

教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育政策として推進していく。

これまで、生涯学習推進のための基本指針として作成してきた生涯学習推進計画については見直しを図り、教育振興基本計画を推進していくことで、総合的な教育政策として生涯学習を推進する。

(4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習推進を図る

これまで、生涯学習推進に関して、「いつでも」「どこでも」「誰でも」という姿勢で行われてきた。また、学習機会の提供は、県や市町村等の行政、学校や大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等多くの関係機関・団体等が担ってきた。

今後は、これらの県や市町村及び関係機関・団体等が培ってきた取組や情報を沖縄県生涯学習推進センターに集約し、学習情報等を発信する仕組みの強化を図る。さらに、個人やサークル団体等との情報共有も検討したい。

また、情報共有を継続的に行い、市町村及び関係機関・団体等の「よさ」を活かした新たな連携・協働や島嶼性等の地域性も踏まえた生涯学習の推進を図る。

以上4点を本県の生涯学習推進の方向性とし、次章で以下を中心に具体的方策を審議していく。

- (1) 生涯学習推進に係る計画策定について
- (2) 生涯学習の推進体制について
- (3) 持続可能な開発目標(SDGs)の目標4「生涯教育の機会の促進」について
- (4) 学校教育・社会教育との連携・協働について
- (5) 障害者の生涯学習について
- (6) ICT等の技術の活用について

4. 本県生涯学習推進の具体的方策

(1) 生涯学習推進に係る計画策定について

これまで沖縄県生涯学習推進計画を第3次まで策定してきた。前章の本県の生涯学習推進の方向性で示したが、社会の変化や課題を踏まえた新しい生涯学習社会の構築を考えた時、これまでのような中期計画（10年）では新しい社会に対応が難しく、また、県が主催する事業の短期計画（1年）だけではとりまとめ作業だけに追われることになる。

そこで、これからの時代における新しい生涯学習社会の構築をしていくためには、教育行政に関する生涯学習は沖縄県教育振興基本計画に定め推進する方法が効果的だと考える。また、これまで生涯学習推進計画の中に入れていた教育行政以外で沖縄県や市町村、大学等の高等教育機関、民間企業、NPO等が提供している生涯学習の機会を把握し、推進する体制を構築していく必要がある。さらに、他県での生涯学習推進等について、継続した調査研究を行い、沖縄県が推進する生涯学習について明確にすることが重要である。

(2) 生涯学習の推進体制について

生涯学習の機会は、学校教育以外でも、すべての人々が学ぶ機会を共有できるようにすることが大切である。換言すると、年齢や性別、社会的な役割や、住んでいる地域、経済的な状況、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが生涯にわたり学び続けることができ、その成果を個人の生活や社会において生かすことができる体制構築が大切である。

また、予測困難な時代で、日々変化する社会において、生涯学習の拠点は重要な位置づけとなる。これまで学習は県や市町村においても集合型研修が多く実施されてきたが、昨年よりオンライン研修やオンデマンド配信等も数多く実施されてきた。

加えて、本県は生涯学習の拠点である公民館や図書館等の設置数が少ない状況がある。一方、各自治体の自治公民館設置数は少なくなく、地域の中心的な役割を担ってきた特性を有している。

今後は、上記のような沖縄の特性や、「学び」の変化を敏感に捉え、情報を集約し、発信する沖縄県の拠点として、沖縄県生涯学習推進センターの更なる重点化が求められる。その検討においては、生涯学習のプラットフォーム的役割を強化するためにもこれまでの機能や新たな機能を含め、沖縄県生涯学習推進センターの機能を強化することで、沖縄県の生涯学習の推進体制の構築が図られると考える。

沖縄県生涯学習推進センターの機能は、調査・研究、モデル事業の実施、情報収集・提供、学習相談、学習機会の提供、学びの評価、指導者養成、ネットワーク形成などである。沖縄県の特性である島嶼性を含め、全ての人々に生涯学習の機会を提供するための機能を再構築するためには、学識経験者や生涯学習の実践機関や指導者、支援者等が調査、研究、協議を行い、進めていく必要がある。

そこで、先に本県の生涯学習推進の方向性で示したように、調査、研究、協議は、新たな組織を立ち上げるのではなく、例えば、沖縄県生涯学習審議会等の既存の組織に諮問等を行い、進める方法も考えられる。その際、現状把握やマネジメント体制、生涯学習に関わる関係機関との連携や指導者や学びの活動をコーディネートする人材の育成やその活用も検討していくことが必要である。

また、推進体制の構築には、県、市町村、学校、大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等の関係機関との連携やその方法等について協議が必要である。

さらに、多様な生涯学習を支援する支援者、「学び」を支える指導者、人材の育成や資質向上、活用についても継続した協議が必要である。

上記のことを踏まえ、沖縄県生涯学習推進センターの持つ役割について以下のような機能を強化することで、沖縄県全域の生涯学習推進体制の構築が図ることができる考える。

- ア 生涯学習推進センターにおけるプラットフォーム機能の強化
 - 県(知事部、警察本部)や市町村、学校、大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等における生涯学習情報のワンストップ窓口として多様な生涯学習の相談に対応するため、定期的な連絡協議会の運営や研究会の開催に取り組むなどプラットフォーム機能を強化すること
- イ 社会教育主事・社会教育士等多様な支援者の育成及び活用の強化
 - アに取り組むため ICT も活用しつつ、さらなる社会教育主事・社会教育士や地域連携等のコーディネーター、ボランティア等の育成や活用を行うとともに、プラットフォーム関係機関を通してのそれぞれの普及や活用について情報を共有すること
- ウ 沖縄県の特性に応じた学習機会の開発
 - 島嶼性の課題を克服する学習機会の開発を行い、市町村へ情報提供
 - 貧困などによって学びたくても学べない方々へのアウトリーチ事業の開発
 - 学校や自治公民館等を活用した学習機会の開発と情報提供
- エ 各教育事務所との協働
 - 各教育事務所と協働でプログラム開発を実施し、県全域の学習機会の拡充を更に図ること（広域学習の拡充）
 - 各教育事務所で担当している、地域連携担当教員の研修を生涯学習推進センターも協働で実施し、全域の教職員の資質向上に寄与すること

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)の目標4「生涯教育の機会の促進」について

持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標である。2030 年を達成年限とし、17 のゴール(目標)・169 のターゲットから構成されており、その中の目標4に、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられている。

県においても「世界と交流する」「支え合う」「誰一人として取り残さない」等を基本理念とする沖縄らしい SDGs が推進されており、推進に当たっての重要な視点の一つとして「脆弱な立場に置かれた人々に焦点を当てる」包摂性が示されている。

また、沖縄らしい SDGs の実現に向けた取組の優先課題の中に「性の多様性、障害の有無、国籍など、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現」や「地域への誇りと夢・目標をもてる学びの確保、充実」が掲げられており、県が県民とともに推進していく方向性が示されている。

目標4については、持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、広い視野で物事を捉え、自分事として考え、足下で活動していくことを踏まえた学習が展開されるよう継続してすべての人々に対する支援が必要であり、学習内容の充実や学習の機会の提供、情報の提供が必要となる。

そのため特に以下のターゲットを意識した施策展開が重要である。

- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



出典：国際連合広報センター HP

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

以上のターゲットに焦点をあて持続可能な開発目標の達成を目指す過程において、市民一人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、社会の一員として認められ、個性を發揮し幸せに生活できるように取り組むことが重要となる。

具体的な取組としては、学校教育における発達の段階に応じた学習や、公民館や社会教育施設等での講座の開設等が考えられる。その際、社会的に孤立しがちな人々、特に様々な困難を抱える家庭や子どもたち、外国人、引きこもりなどの問題を抱える若者、高齢者、障害のある人等へのアウトリーチ型の取組の検討が必要である。

(4) 学校教育・社会教育との連携・協働について

学校教育では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領が改訂され、順次、実施されている。本改訂では、持続可能な開発目標(SDGs)の理念が、学習指導要領の根幹になると示され、前文には社会の創り手を育成すると示されている。

学校教育で育成された社会の創り手が、その「学び」を生かし、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるような新たな「学び」へと発展させ、持続可能な社会づくりに参画することが求められている。

以上のことから、学校、家庭、地域、地方公共団体、企業、高等教育機関、関係機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働を図っていく必要がある。また、これらの活動により、地域・社会、更に地球規模の課題解決に向けた学びへと展開させていくことも大切である。

これからの学校と地域の目指す連携・協働の姿としては、「地域とともにある学校への転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」が求められている。これはこれまでの学校支援の在り方から一歩踏み出し、双方向で地域とともに子どもたちを育むこと、子どもも大人も学び合い育ち合うこと、その結果として学校を核とした地域づくりが進展することである。

その方向性を具体化する方法として、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動がある。地域全体で未来を担う子どもたちを支える仕組みをつくり、より多くの、より幅広い人々の学習機会の拡充のため、コミュニティ・スク

ー ルと地域学校協働本部の一体的推進に取り組む必要がある。

(5) 障害のある人の生涯学習について

「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会において、生涯学習の機会を整備していく必要がある。このことは(3)持続可能な開発目標(SDGs)の目標4「生涯教育の機会の促進」についてでも述べてきたが、ここでは障害のある人の生涯学習に焦点化し記述する。

障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮についての学びを通して、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働の下、障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校から学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築による学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく必要がある。

その際、学習者本人の学ぼうとする意志を出発点とする主体的な学びや、学校教育で身につけた資質・能力を卒業後における学びへつなげ生涯にわたって学び続けられる機会を提供することが重要である。その他にも、福祉や労働、医療などの分野における様々な取組との連携を強化することも重要である。

加えて、学んだ成果を個人の生活の質の向上や、地域での活動等に生かせるような支援体制を構築することも重要となる。

上記の考え方にに基づき、具体的には以下の点に取り組むことが重要となる。ちなみに障害のある人の生涯学習に関する記述は、国や本県においても新たな視点であるので、より具体的に示すこととする。

ア 学校卒業後における障害のある人の学びの場づくり

(ア) 学校から社会への移行期の切れ目のない支援体制による学びの機会づくり

(イ) 各ライフステージにおいて求められる学びの機会づくり

イ インクルーシブな学ぶ場づくり

(ア) 生涯学習分野における合理的配慮の推進

(イ) 学校教育及び社会教育における障害の理解促進

(ウ) 学校、社会教育施設等のバリアフリー環境整備の推進

(エ) 障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整備

ウ 多様な形態での社会参加・参画の推進

(ア) 障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進

(イ) 企業及び障害者就業支援センター等との連携による働く場の推進

(ウ) デジタル社会におけるアクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会均等推進

エ 障害のある人の学びを推進するための基盤の整備

(ア) 生涯学習・社会教育関係者や住民等への普及啓発

(イ) 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、医療、労働等の分野との連携体制の再考

(6) ICT等の技術の活用について

現在、地球規模で先端技術が高度化し、デジタル化が進み、多くの人々の生活も劇的に変化している。学校においてもICT技術等を活用した授業が積極的に行われている。また、GIGAスクール構想の実現に向けて、本県においても沖縄教育DXの推進が図られている。「(4)学校教育・社会教育との連携・協働について」でも示したが、学校教育における「学び」を生かし、新たな「学び」へと発展させ、持続可能な社会づくりが求められており、学校教育におけるICTの技術に関する学びについ

でも引き続き生涯学習でも生かすべきものである。学校卒業後は、それぞれの立場（社会人、高齢者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等）に応じた学びが必要であり、ICT等の活用は有効であると考ええる。

ICT等を活用した学びは、これまでとは異なり、学習者の興味関心や習熟度に応じた個別最適なプログラム提供が可能であり、時間帯や場所の制約も受けにくく、学習に必要な費用の低減にもつながることが期待できる。また、これまで関われなかった人々がインターネットを利用しつながらすることも可能である。その利点を活かすことにより、前述した、それぞれの立場（社会人、高齢者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等）の人々のニーズに応じた学習が可能となり、地域社会に限定されない広域でのつながり合うことも可能となる。

今後、ICT等を活用していくために、学習プログラムの開発・提供、その技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図っていく必要がある。また、インターネットやパソコン等のICT機器を活用できる人と利用できない人との間に生じる格差の解消を図るためにも、公民館やその他公共施設、加えて各学校の積極的な活用も重要な策となる。

また、ICTを活用した遠隔の学習や個別の学習と、対面での学習や協働での学習を組み合わせる効果的に実施するなどの、学習過程の方法検討も重要となる。

さらに、生涯学習で学んだ成果を発信したり、蓄積したりする手段としてもICTは有効活用できる。いつでも、どこでも、誰でも、学んだことが適正に活用できるシステムの構築についても検討し、活用を重視した生涯学習社会の構築も検討していく必要がある。

これらの視点を踏まえ、具体的には以下の点に取り組むことが重要となる。このICT等の技術の活用についての項目に関しても、新たな視点であるので、具体的な記述とする。

ア デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上

- (ア) 家庭教育のために保護者のリテラシー向上
- (イ) 地域全体のメディアリテラシーやデジタルリテラシーの向上
- (ウ) 公務員や民生員などのリテラシーやスキルの向上
- (エ) デジタル社会の進展に合わせたスキルの向上（リスキリング）
- (オ) デジタル・シチズンシップ教育の推進
- (カ) 図書館におけるデジタルアーカイブのオープンデータ化等、ICT利活用の促進

イ デジタル社会における学びの充実

- (ア) 魅力的な内容や各自の人生にとって意味がある学習内容の充実
- (イ) 学習者による学習成果の蓄積と効果的な活用
- (ウ) リアルな学びや生活体験・実体験の学びの場の提供
- (エ) 離島や遠隔地におけるデジタル情報を利活用した学びの機会提供

ウ デジタル社会における学びの仕組みの構築

- (ア) 不登校や中退者、引きこもりや新卒無業者など、配慮が必要な若者に対する学習機会の提供や学力の保障ができる学びの仕組み
- (イ) 単身者や外国籍の方が地域とつながり学びを得る仕組み
- (ウ) 社会教育施設におけるテストセンター機能の充実による学びの仕組み

エ デジタル社会の障壁への対応

- (ア) デジタル・デバイド解消のための学習機会の提供、及び民間による取組を含めた情報提供
- (イ) 図書館における読書バリアフリーの推進
- (ウ) アクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会均等推進（再掲）

おわりに

本県においても全国各地での状況と同様に、人口減少や少子高齢化の課題、全世界的な環境問題、デジタルトランスフォーメーション等の課題などに直面している。また今後の社会は変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代、つまり先行きが不透明で将来の予測が困難な未来でもある。そのような社会においては、一人一人の多様な幸せがあるとともに、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが求められる。

そのような未来も見据えて、本審議会では、「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向けた生涯学習の促進等について」①生涯学習の推進に係る計画策定について、②生涯学習の推進体制について、③持続可能な開発目標（SDGs）の目標4「生涯教育の機会促進」について、④学校教育・社会教育との連携・協働について、⑤障害者の生涯学習について、⑥ICT等の技術の活用についての視点で審議を重ねてきた。

答申中でも述べてきたように、すべての市民が誰一人取り残されることなく生きがいを感じることができる包摂的な社会、すべての人が生涯にわたって主体的に学び続け、社会に参加・参画できる社会の創造のためにも、仕組みづくりと人づくりが肝要となる。

本答申が、これに基づいて策定される「第四次生涯学習推進計画」の指針となり、本県の生涯学習振興に寄与することを願い結びとしたい。

令和4年6月7日

第7期沖縄県生涯学習審議会